給水装置工事設計施工指針の改訂ポイント

令和７年６月１日改訂

項目	改訂内容
Ⅰ.総　則 ３．給水装置工事の種類　P2 5. 給水装置工事の申込み　P3	 2. (1)給水管及び・・・の口径を変更する工事 ⇒・・・の管種または口径を変更する工事　に変更 1. 給水装置の新設、改造、修繕（法第 16 条の 2 第 3 項の厚生労働省で定める給水装置の軽微な変更及び修繕工事を除く。）又は撤去をしようとする者は、企業長に申込み、・・・ ⇒給水装置の新設・改造・撤去・仮設工事をしようとする者は、企業団に申込み、・・・　に変更
Ⅳ.給　水　用　具 １．基準適合品の使用　P68 ４．機能水器具　P74 ５．使用材料の指定 (3)弁・栓類の指定　P76 (5)筐類の指定　P77	 「3. 第三者認証機関のマーク」　を更新 「2. 水質変化の可能性がある機器の設置」　を追加 逆止弁　13～50mm・・・リフト式　に修正 75mm 以上・・・スイング式　を追加 仕切弁筐・・・中型仕切弁筐に（車道用）（歩道用）　を追加 メーター筐 13～50mm・・・仕様にメーターユニット　を追加 50mm 以上・・・現場築造コンクリート　⇒　鉄筋コンクリート構造　に変更

V.メ　ー　タ　ー 5．メーターの設置方法　P82 7．メーター筐 (3)メーター50mm 以上のとき　P86	 「6.　メーター代用管等を使用する際は、通水が出来ないものを使用すること。」を追加 現場築造コンクリート　⇒　鉄筋コンクリート構造　に変更 「また、50mm でメーターユニットを使用する際は、筐内に企業団仕様の凍結防止用保温カバーを取付けること」　を追加
VI.配管・施工 2．配管の原則 3. メーターから給水用具までの施工　P 99 4. 分岐・分岐止め 2．分岐の原則　P101 P101	 以下 3～6.を追加 「3.　メーターの 1 次側配管と 2 次側配管は交差させないこと。」 「4.　とんぼ配管（しゅもく配管）はしないこと。」 「5.　家屋の主配管等は、構造物の下の通過を避けるなど、漏水時の修理を容易に行うことができるようにしなければならない。」 「6.　給水装置は、末端部が行き止まりとなっていること等により、水が停滞する構造であってはならない。ただし、当該末端部に排水機構が設置されているものにあっては、この限りではない。」 7. 分岐給水管は、他分岐箇所・異形管及び他埋設物・・・・ ⇒分岐給水管は、他分岐箇所・管末・異形管及び他埋設物・・・　に変更 「10. 残置管については道路管理者あるいは土地所有者の指示に従うこと。」　を追加

6. 仕切弁・止水栓筐の設置　P104	4.　（口径 20～25mm） ②　道路及び通路への設置・・・　中型仕切弁筐 ⇒　道路及び通路への設置（歩道）・・・中型仕切弁筐（歩道用）　に変更 ③　道路及び通路への設置（車両通行部）・・・中型仕切弁筐（車道用）　を追加 5.　（口径 30～50mm） ①宅地内への設置・・・中型仕切弁筐 ⇒宅地内への設置・・・中型仕切弁筐（歩道用）　に変更 ②道路及び通路への設置・・・大型仕切弁筐 ⇒道路及び通路への設置（歩道及び車両通行部）・・・大型仕切弁筐　に変更
11. 逆止弁の設置　P108	1.　(1)逆止弁の種類 ①口径 13～50mm は、リフト式逆止弁とする。 ⇒・・・リフト式逆止弁、75mm 以上はスイング式逆止弁とする。　に変更
16. 井戸水から水道への変更　P116	「・井戸水などと併用する場合において、水道メーターの二次側に逆止弁が設置されていない場合は、メーターボックス内に逆止弁を設置すること。」　を追加
Ⅷ.完　成　検　査 5. 写真検査　P128	(5) 分岐口径を変更することなく・・・ ⇒メーター口径を変更することなく・・・　に変更

11. 工事写真　P132	2.　工事写真用看板には、・・・ ⇒工事写真看板（電子黒板可）には、・・・　に変更
IX.様　式　集 様式第 7 号　機械器具借用申込書 様式第 8 号　主任技術者の変更届 様式第 12 号　給水装置工事事前着工申請書 様式第 13 号　給水装置分岐工事工程表 様式第 14 号　給水装置工事自社検査報告書 様式第 15 号　給水装置工事使用材料調書 様式第 16 号　主任技術者の立ち会い変更届 様式第 17 号　中高層建築物直結給水事前協議書 様式第 22 号　受水槽式給水の事前協議申請書 様式第 28 号　助成金事前協議申請書 様式第 29 号　資格者異動届出書	 押印廃止 押印廃止 押印廃止 押印廃止 押印廃止 押印廃止 押印廃止 押印廃止 押印廃止 押印廃止 押印廃止、様式変更